

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

令和 4 年 6 月 22 日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 中間整理」にて指摘された事項である、投資信託財産への投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託先の管理のあり方について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るため、本会自主規制委員会下の運用専門委員会において鋭意検討を行い、かつ、金融庁とも密接な意見交換を重ねてきたところであるが、今般、成案が得られたことから、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」及び「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 5 年 1 月 13 日（金）より令和 5 年 2 月 13 日（月）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

正会員が投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託を行うにあたり遵守及び留意すべき事項等を定める。

（第 4 条の 3、第 4 条の 4 及び第 4 条の 5 の新設、
第 8 条の 2 及び第 11 条の改正）

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

投資信託等の運用に関する規則の社内体制の整備にあたっての留意事項として、正会員が実施すべき対応の考え方や具体例を示し、これらを定める。

（第 1 条の 2 の新設、
第 1 条の 3～第 1 条の 7 の改正）

(3) 「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

投資信託等の運用に関する規則の運用等にあたっての留意事項として、正会員が実施すべき対応の考え方や具体例を示し、これらを定める。

（1 及び 2 の新設、
3 及び 4 の改正）

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和 5 年 3 月乃至

4月開催予定の自主規制委員会・理事会において規則等の一部改正を附議することを目標とする。

なお、規則等の一部改正にあたり、既存で運営されている投資信託への影響や投資信託財産への投資信託証券の組入れまたは外部委託先に関する管理のあり方など各社の体制整備期間等を考慮し、理事会において規則等の一部改正を決定した実施日より起算して1年程度の経過期間を附すことを予定する。

以 上